プレジャーボート所有者　様

呉市産業部港湾漁港課

プレジャーボートの係留保管の適正化推進に関する

小型船舶係留許可申請手続きについて（通知）

　日頃より，呉市港湾行政にご協力頂き誠にありがとうございます。

　現在，広島県内全域においてプレジャーボートの適正保管を進めております。呉市においても，市管理港湾・漁港内にプレジャーボートを係留する場合は，市が指定する区域内（以下，「小型船舶用泊地」という。）のみ係留が可能となり，その係留には市の許可が必要となります。

　この小型船舶用泊地は，港湾法及び漁港漁場整備法に基づき，既存の港湾・漁港内の静穏な水域で，漁業活動や周辺環境に支障がない水域を小型船舶用泊地として市が指定しています。

　つきましては，プレジャーボートの係留行う場合，「小型船舶係留許可申請書」により申請し，市の許可を受けていただくようお願いいたします。

提出書類　：　小型船舶係留許可申請書　２部（添付書類含む）

申請先　　：　〒７３７－８５０１　呉市中央４丁目１－６

呉市役所　産業部　港湾漁港課　管理グループ

申請期限　：　令和４年６月３０日まで

　プレジャーボート所有者の皆様には説明会の実施を検討していますが，新型コロナウイルス感染拡大防止のため，説明会の実施は現時点では未定です。実施の際は市政だより，呉市ホームページ等にて発表いたします。

※本通知は，令和２年度に実施しました，係留状況調査をもとにプレジャーボート所有者の方へ送付しています。

　プレジャーボート所有の方で本通知が届かない方，また，既に所有者が変更されている場合には，新たな所有者へお伝えくださるとともに，当課までご連絡いただきますようお願いいたします。

呉市産業部港湾漁港課　管理グループ

電話番号：（0823）25-3334

【補足説明】

１．市が管理する港湾・漁港区域内に小型船舶（プレジャーボート）を係留する場合，市の許可を受ける必要があります。

２．令和５年４月１日以降，許可なく小型船舶（プレジャーボート）を係留すると違法となり，取り締まりの対象となります。

３．係留を許可出来る区域は別紙：小型船舶用泊地図面のとおりです。

４．使用料は，当面の期間は無料ですが，令和５年度から使用料が必要となります。使用料は次のとおりです。

【使用料】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 単　位 | 金　額 |
| 重要港湾 | 船舶等の長さ１メートルにつき月額 | ３２０円 |
| 地方港湾 | ３００円 |
| 漁港 | ３００円 |

備考

１　船舶等の長さとは，次に掲げる長さの合計をいう。

(１)　係留するプレジャーボートの船舶の長さ

(２)　プレジャーボートの係留の用に供する桟橋及び渡橋の長さ

(３)　プレジャーボートの係留に伴い必要となる通船及び物置船の長さ

２　前項の船舶等の長さに１メートル未満の端数があるときは，当該端数は，１メートルとして計算する。

３　使用期間が１月に満たないとき又は使用期間に１月に満たない端数があるときは，その使用期間又はその端数の期間を１月とみなして使用料を計算する。

○小型船舶係留許可申請について

小型船舶の係留許可申請につきましては，次の書類をご提出ください。

　なお，記載方法は記載例をご確認ください。

・小型船舶係留許可申請書

・各種添付書類（添付書類一覧表のとおり）

○提出部数について

　・２部（１部コピー可）提出してください。（市確認用と申請者返却用）

○その他

　その他，申請書記入方法及び添付書類の作成方法など，不明な点やご質問がございましたら，呉市港湾漁港課までお問い合わせください。

呉市役所　港湾漁港課　管理グループ　（0823）25-3334